

様式第4号（第11項関係）

西脇市審議会等の会議の記録

審議会等の名称	令和5年度第3回西脇市障害者地域支援協議会
開催日時	令和5年8月24日（木）午後1時30分～午後3時30分
開催場所	西脇市役所 市議会委員会室
出席委員の氏名又は人数（敬称略）	朝比奈寛正、南久雄、吉田昇、岡本英子、高瀬利明、筒井研策、神納伸午、中村壮志、藤井順子、永井寿幸、多田由紀子、百田雅樹、川崎佳子
欠席委員の氏名又は人数（敬称略）	時本あさみ、村上収
出席職員の職・氏名又は人数	福祉部 部長 伊藤景香 社会福祉課 課長 正木万貴子 社会福祉課 主査 村上真弓 社会福祉課 平林恵莉 社会福祉課 草別彩奈 障害者基幹相談支援センターういーぶねっと 藤井志帆 障害者基幹相談支援センターういーぶねっと 安好紅美 障害者相談支援センター「ぱれっと」 藤原友喜 計画策定委託事業所 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 熊本 晴彦
傍聴の人数	2人
協議又は協議事項	協議事項・報告事項 1 基本理念について 2 計画素案について 3 その他
会議の記録	
発言者	内 容
事務局 会長 事務局 会長	1 開会 ・委員の出席は13名、傍聴は2名 ・委員の交代の紹介 ・会長あいさつ ・資料確認 ・議事録署名委員の指名 朝比奈会長と百田雅樹委員に決定 2 協議事項・報告事項

会 長	(1) 基本理念について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(1) 基本理念について説明 ・次期計画（案） 「互いに尊重しあい 住みたい地域で 自分らしく暮らせるまち にしわき」
会 長	説明に対して、意見等あるか。(特になし) なければ、次期計画の基本理念はこの文言で進めていきたいと思う。
会 長	(2) 計画素案について、章ごとに分けての説明を事務局からお願いします。
事務局	(2) 計画素案について説明 ・第2章－5 障害者施策に関する主な課題
会 長	1 ページの (1) 障害のある人への理解と合理的配慮の促進で、障害者差別解消法の認知度について、前回調査より低くなって85%が認知していないとなっているが、前はどれくらいだったのか。
事務局	年代と障害者手帳別では、18歳未満では前回64%が今回81%、同様に身体障害者手帳では76.2%から80.7%、療育手帳では76.6%から82.1%、精神障害者保健福祉手帳では100%から94.2%、難病では77.5%から76.3%、18歳未満、身体障害者手帳、療育手帳を持っている方は前回よりも認知度が低くなっている。
会 長	身体障害の方や知的障害の方では、障害者差別解消法を知らないという割合が増えてきている。一方で、差別を受けた経験のある障害のある方は減ってきている。障害者差別解消法を知らないけれど、差別を受けることは少なくなってきた。これは法律を認知しているから差別をしたらダメといっているわけではない。身体障害や知的障害の方はみてわかる障害であるが、精神障害や難病は外見からわからない。この方たちの認知度が改善されていることは、不思議な感じがするが、一つの特徴なのかと思う。主な課題はアンケート調査から出てきているものなので、各委員の領域の中で、実態とマッチしているのかについて意見等をお聞きしたい。例えば(2) 障害のある子どもへの支援の充

<p>委員</p>	<p>実で、支援学校等で勤務されている委員の方から、意見や感想をいただきたい。</p> <p>西脇市ではサポートファイルを作成し、幼少期から特別支援学校を卒業するまで、卒業後もつながるファイルがある。小学部に入学する前の子どもたちのアセスメントや保護者の困り感にあたっては、乳幼児期からの早期の発見となっているが、保護者のニーズがかなり高く、特別支援学校を希望される保護者が多くなっている。地域の小学校で学ぶ方がいいのか、特別支援学校で学ぶ方がいいのかは、ドクターの判断をいただきながら、判断していると思うが、傾向としては特別支援学校へのニーズが高まっていると感じている。この地域だけでなく、全県的に小学部1年生の入学希望者が増えてきている。地域の小学校が、合理的配慮を必要とする子どもたちを受け入れるための教育の資質向上が課題となってきた。地域では難しいので特別支援学校へということもあるため、私たちも専門性を問われ研鑽を積む必要がある。インクルーシブの社会に向けて、地域とともに特別支援学校で教育しながら、地域のサポートにも回るが、なかなかニーズに応じたサポートができない状況である。地域の教育力の向上、特別支援学校の教育力の向上が課題となっている。</p>
<p>副会長</p>	<p>(1) 障害のある人への理解と合理的配慮の促進で、障害のある人への差別という言葉が出てくる。この差別という言葉よりも、下に記載の安心して暮らせる社会をつくることのできるような意識啓発にした方がいいと思う。障害者差別解消法から差別という言葉を持つてくるのではなく、互いに尊重しあい住みなれた地域で自分らしく暮らせるまちづくりが差別解消法の基本だと思う。市職員に研修するのであれば、安心して暮らせる社会をつくることに関しての意識啓発とした方がいい。また、障害があることを理由に不当な扱いを解消とした方が、差別と書くことはきつい気がする。</p> <p>また、障害ということが認知しやすい疾患とそうでない疾患がある。今妊婦では、妊娠していますというステッカーがあり、電車等で座りやすいという話題もあった。もう一つ赤の十字のマークがある。これは「私は障害があります」との表示である。これらのステッカーの配布・普及を強化すれば、難病や知的障害に対する市民への認知を広め、ゆずりあいの精神が出てくるのではないかと思う。鞆などにぶら下げているならば、障害があることを言わなくてもそっと手を差し伸べるような市</p>

事務局	<p>民啓発をしていかないといけないと思う。</p> <p>また、(2) のところで、障害の特性に合った訓練を受けられる施設の充実はどうするのか。子どもの特性に合わせた訓練を受けられる施設としては、のぎく療育園、きずななどで少ない。検討していただければと思う。</p> <p>差別という表現について、不当な差別の解消、合理的な配慮の部分で差別という表現を使用しているが、本来の法の目的である共生社会の中で安心して暮らせるという意味合いが大切な目的なので、表現については検討する。</p> <p>ヘルプマークの推進については、昨年度も意見をいただき、広報にも再度掲載し、本日配布している障害者福祉のしおりにも掲載している。また、障害者手帳交付時には、声をかけている。ただ、妊婦や難病の方、直接窓口に来る機会がない方については、各関係課とPRをしていければと考えている。</p> <p>施設の充実については、障害者福祉のしおりには市内の事業所のみの掲載としているが、医療型であれば市外のわかあゆ園へ通われている方もあり、市内事業所に限らず利用されている。不足してくるのであれば、市として検討をしていく必要がある。</p>
副会長	<p>放課後等デイサービスでは、障害に合った訓練を受けられるのか。みんなと一緒に遊んだり、勉強したりしていて、適性にあった訓練をすることは難しいのではないか。実態はよくわからないがどうなのか。</p>
委員	<p>すべての事業所で全員に対して訓練をするのは難しいことだと思う。それぞれの事業所が個別支援計画を立て、その子にあった療育を含んだプログラムを提供されている。他の利用者と交流することも一つになると感じる。</p>
委員	<p>正直に言うとサービス利用対象の子なのかと感ずることもある。早期発見をしても、小学校に入っても特別支援学級で別にしようという状況がある。小学校に入った段階で、もし可能なら通常学級に入る。特別支援学校、特別支援学級であれば、できるだけ特別支援学級で過ごせればいいという可能性に向かって、早期から取り組むことを理念の中に入れてもらいたい。発達障害に対するジャッジは、難しいと思いますが、細かなことを早期からすることで、逆に選別が進んでしまって、特</p>

委員	<p>に必要がない子どもがそこに行っているという実態があるのではないか。それが一つの課題だと思っている。</p> <p>障害のある子どもに関わる相談支援の立場からしても、他の子どもと同じように活動していけるようなことが望ましいと思っている。学校で出会ったり、地域のアフタースクールだとちょっとした配慮が難しい場面があったりして、楽しく過ごせなかったり、嫌いになったりすることが生じている。そのあたりは地域の学校の先生とか障害に詳しい人たちが意見を交換しながら、その子にとってどのような関わりが一番いいのかを確認しながら、地域で過ごしていける方法を模索できればと考えている。</p>
会長	<p>基本的に放課後等デイサービスの方は、受給者証を持って利用しているので、そこは市町村が一定のところでは利用が必要だと認めている。他市町でも放課後児童クラブと放課後等デイサービスの区別がつかないという話はでている。発達系の放課後等デイサービスでは、グループ活動を促進させているときに、そこにレクリエーションを使っていたりする。合間に発達検査に近いものであっており、発達特性を確認するためのグループ活動がでてくる。それは多分利用している児童は気づかない。児童からしたら遊んでいるだけかもしれないが、学習障害のアセスメントが入っていたりする。それが検査という形ではなく、日常生活の中で行っている。放課後等デイサービスの専門性があるが、そこは見えにくい。一見すると放課後児童クラブと変わらないという気がする。障害のある方への理解というよりも、放課後等デイサービスに関する正しい理解であり、どちらかといえば保護者の方かもしれない。福祉サービスの目的等を示していくのも一つなのかなと思う。</p>
委員	<p>就労継続支援や就労移行支援については実際に増えていると思う。就労移行支援事業所については、北播磨5市1町で加西市の1か所しかない。西脇市の方の利用は増加していると思う。ニーズがあるのであれば、西脇市の中で、就労移行支援事業所の創設をめざしてもらいたいのかと思う。</p>
会長	<p>災害時の安全確保となったときに福祉避難所の開設がある。この場合に把握している障害のある方というのは、障害者手帳を所持されている方なのか。</p>

事務局	災害時に一人で避難が難しい方について福祉票という形で、地域の民生委員から市に提出してもらっており、対象の方を把握している。
副会長	市が指定しているような公民館で痰の吸引などが必要な重度の方が生活できるのか。高齢者も含め、緊急の場合ショートステイのような受け入れ施設を考えることはできないか。また、多動性がある子どもを持っている親が避難したときに、子どもが他の人に迷惑をかけるのではないかと肩身が狭いという話を聞いた。このような子どもに対する避難計画をどうするのか。呼吸器をつけている重度の子どもでは、普通の公民館で避難は難しいと思う。
事務局	難病で人工呼吸器をつけられている患者については、加東健康福祉事務所の主導で個別避難計画を立てている。その場合、停電等の対策や長期にわたった場合、どこの医療機関と調整をしたらよいかも含め事前に組んでもらっている。その計画を基に調整をしていくことを共有している。
委員	支援を必要とする人に対しては、個別避難計画を作成して、万が一の時に備えている。現在は難病系の人など比較的狭い範囲が対象で、理想としてはもう少し拡大していけばいいのが、人的な問題などもあり最低限のレベルには対応できている状況である。
事務局	早期に避難対応すべき時には指示が出る。支援が必要な方、避難指示のレベルによって動く時期が決められており、皆さんが避難される前に、そういった判断ができるように動ける計画になっている。緊急時については、人工呼吸器をつけている方以外でも、地域の自主避難所で過ごせるかの心配がある方については、自主防災と協力して個別避難計画を立て、どのような配慮が必要なかを協議した上で、避難訓練も含めて取組んでいる。また、避難時期についても、それぞれの方について早急に判断することで共通理解を図っている。具体的な取組については、後ほど第4章の施策の展開で、表現していく。
会長	第2章は課題の抽出として記載している。 引き続き、第3章の計画の基本的な考え方の説明をお願いします。
事務局	(2) 計画素案について説明

	<p>・第3章 計画に基本的な考え方</p>
会 長	<p>基本理念を基本目標に下ろして、そこから重点施策につなげていく内容になる。</p> <p>引き続き第4章の施策の展開の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(2) 計画素案について説明</p> <p>・第4章 施策の展開（基本目標Ⅰ）</p>
会 長	<p>先ほど課題のところでも話があったと思うが、施設を充実させることも一つだし、独自の取組を展開していくのも一つである。この計画を進めていくために福祉人材の確保が一つになってくると思う。例えば相談支援専門員がいなければ、プランナーがいらない。指導員がいなければ事業所は回らない。今回の計画の中でのポイントとしては、福祉人材をどう確保していくのか。他市町でもよく聞くが、相談支援専門員が圧倒的に足りなく、募集をしても誰も来ない。だからやりたいこともできず、施設も作れない。教育分野でも教職員が少なくなって、定年された先生を再任用するが、さらに新しいことに取組むため、担任の先生が疲弊していく。いわゆるマンパワーの充足、これがないとこの計画は計画倒れになるのではないかと一抹の不安を抱えるところである。福祉人材の確保について、どのような捉え方をするのかを聞きたい。</p>
事務局	<p>マンパワーの問題については、先ほど会長がおっしゃったように、相談支援専門員については、23ページの相談支援事業の充実、24ページの生活支援体制の充実のところ、サービスの質的・量的の充実に含まれていくのかと思う。具体的にどのような対策を行うかについては、検討していく段階なので織り込んでいないが、課題については把握しているので、検討したいと思う。</p>
会 長	<p>福祉人材の確保というところを施策の方向性の文言の中に入れていくのか。もっと大きなところに入れていくのか。先ほどの教職員も含めてあらゆるところが人材不足になっている。細かいところで書いてしまえば、点の部分が充足されるだけで、全体が足りない訳なので、そう考えたときマンパワーの不足はもっと大きなところに、共通の課題として入れてもいいのか。もう一つの考え方では、そうはいつでも福祉人材は限りがあるので、国が推進している地域共生社会の中には、障害のある</p>

	<p>方は障害専門の方にお任せするのではなく、そういった人に対応できる地域住民を増やしていくという考え方もあったと思う。どちらの方向にシフトしていくかは、今後の大きな展開だと思っている。今回の計画の体系図を見ていると、施設の不足や他市町の社会資源を活用して進めていくというところも散見されるので、それであれば福祉人材の確保も一つなのかとみている。</p>
副会長	<p>10ページに障害に対する正しい理解というところがある。3障害をどう理解してもらうのかは、ものすごく難しい。車いすの人はバリアフリーで手を差し伸べればいいが、知的障害のある人はこういうことができない。問題は精神障害や多動の子どもなどをどう理解させるのか。落ち着きのない子どもなのか、こういう疾患の子どもなのかわからない。そういった子どもの理解をどうするのか。それから、学校の現場でも障害のある人を、子どもに正しく理解させるのは難しい。欧米のように困った人に対しては、そっと手を差し伸べることができる教育が大切だと思う。文言で書くのは簡単であるが、障害を正しく理解させることは難しいと思う。13ページの交通バリアフリーの推進では、JRやバスなど市内の公共交通網の改善を図ることは難しい。また、公園に水洗トイレや多機能トイレをつくる、園路の改修など誰もが利用しやすい公園作りはいい話であるけど、うまくいくのか。駅や空港、ビル、ホテル、飲食店のバリアフリー化は進めやすいが、JRの駅とかはどうするのか。書くことは簡単であるが、前途多難と感じる。また、移動手段でむすブンが便利と聞いているが、行ける範囲が決まっており、病院や市役所しかいけないのか。</p>
事務局	<p>むすブンについては、市内に限定されるが、本人の希望する場所へ行くことができる。</p>
会 長	<p>10ページの障害に対する正しい理解は、文章的に書きやすいが先ほど副会長が言われたようになかなか難しい。さらに難しいのはこれが10年たったら全く違う。今まで常識だったものが非常識に変わるものがたくさんあるのが障害の世界である。そうなったときに正しい理解をというのかなり難しく、これは一つの提案だが、例えば適切な対応の普及をするというのであれば、おそらく可能である。理解するというより、本人が痛みを受けないよう、差別を招かないような対応を市民に普及していくのであれば、まだまだやれることはたくさんあると思う。</p>

事務局	<p>(2) 計画素案について説明 ・第4章 施策の展開（基本目標Ⅱ・Ⅲ）</p>
委員	<p>全体的に色々と考えていただいていることはよくわかる。町の役員も町の人もどこに障害のある方がいて、どこに困っている人がいるのかがわかっていないのが実情である。手話サークルをしていて、いつも出てこられる障害のある方はいいが、家に引きこもっている人もいないかという話もあり、情報が出てこないからどこに誰がいるのかすべてがわからない。ボランティアサークルの会議に行くと、皆さんが困っているのは会員不足で、当事者がどこにいるか分からないので会を作っても当事者以外の会員が増えない。町では自主避難訓練をしたいけれど、障害のある方がどこにいるのか分からない。裾野の情報不足で、やってあげたい、やりたいという気持ちはあるが、どこに誰がいるのか分からない。個人情報の壁に阻まれて、すべてがどん詰まりの状況にある。結局情報交換の場は、市が主導していきいきサロンなどのようなものを作ってもらわないと、本当に困っている人、障害のある方も高齢者も見つけにくいというのが現状である。そのあたりはどうするのか。</p>
事務局	<p>避難訓練等については、自主防災組織で相談して対処されている。また、民生委員から提出される福祉票のデータが要援護者名簿になり、災害時に情報提供してよいという同意を得ているものである。申し出があった自治会については市から要援護者名簿を提供して、避難訓練等、自主防災組織をどう支援していくかを協議している状況である。</p>
委員	<p>私の町も要支援、災害時に助けてもらわなければならない人の情報をもらっていて、資料を見て頭に入れ、個人情報なので資料を回収しているというのが現状である。個人情報という壁があるから、何も言えないし悩ましい、隣保で助けてあげてというしかない。</p>
事務局	<p>個人情報の問題が出ているが、災害時に利用するという目的で本人には同意を得ているので、自主防災組織で共有していただくのは問題がない。</p>
副会長	<p>26ページの障害年金・障害のある人への手当等の周知と利用促進について、自分が障害年金や特別障害者手当に該当するのかをどうやって周知するのか。身体障害のある方が退院するとき、障害者手帳のことを言</p>

	<p>う医者と言わない医者があると公平にならないため医者は言わない。身体障害のある方で手帳をと言っても、いろいろな経済効果を知らない人は、いらぬという方もいる。そのような方に対してはどのようにして周知徹底するのか。</p>
事務局	<p>障害者福祉のしおりについては、新規取得や等級変更等の対象となる方に説明した上で配布している。それ以外のところについては、今回アンケートに回答いただいた方、関係事業所、相談支援専門員、民生委員など相談窓口になる方、小中学校、特別支援学校、関係機関について配布している。まだ、周知ができていないところを見極め、拡大して配布を進めていきたいと考えている。</p>
会 長	<p>就労のところで意見はあるか。</p>
事務局	<p>事前に資料を配布させていただいた時に、就労のところで意見をいただいている。ハローワーク西脇から意見をお願いします。</p>
委 員	<p>障害者雇用の助成金について質問があった。助成金制度は引き続きあり、2年で120万円、重度障害者については3年で240万円、障害のある方をハローワークの紹介により継続して雇用する事業所に対して支給するものである。目的は雇用機会の増大と安定を図ることである。支給が終わった際に解雇されないかとの質問だが、今まで解雇された話は聞いたことがなく、あつてはならないことと考えている。事業所が障害のある方を解雇する場合は、解雇届けを提出する必要がある。障害のある方の早期再就職に時間がかかるため、ハローワークが支援を行う。</p>
会 長	<p>(3) その他について、事務局から何かあるか。</p>
事務局	<p>今回の会議で基本計画がほぼ終わることになるが、たくさん意見をいただき、再度文言等の精査をしたいと思う。次回の会議は10月を予定しているが、今回の意見を踏まえた修正案を書面で審議いただく機会を設けたいと思う。</p>
会 長	<p>特に異論はないか。(特になし) 以上をもって、本日予定していた協議事項は終了とする。</p>

事務局	3 閉会 次回の会議予定は、10月26日午後3時から同じ場所で開催したいと考えている。
副会長	・副会長あいさつ
事務局	これをもって令和5年度第3回西脇市障害者地域支援協議会を終了とする。